

○利根町振興計画審議会条例

昭和50年6月26日

条例第19号

改正 昭和54年6月28日条例第17号

平成元年9月7日条例第27号

平成3年6月11日条例第9号

平成18年3月10日条例第1号

平成29年9月15日条例第9号

(設置)

第1条 利根町振興計画を審議するため利根町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ利根町振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 町議会議員 5名以内
- (2) 知識経験者 4名以内
- (3) 各種団体等 4名以内
- (4) 一般町民 4名以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号のうちより委嘱された委員にあっては、その職を去ったときは、委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が審議会の意見を聞いて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(平成元年条例第27号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第9号)

この条例は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。